



# 12月3日から12月9日は「障がい者週間です！」

～ふれあうこころ かよなあうこころ たすけあうこころ～



とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター

### ○市内障がい者施設等による販売会のお知らせ

障がい者週間に合わせ、市内障がい者施設による授産品の販売を行います。おいしい手作りパンやすてきな手工芸品など各施設で工夫を凝らして出店します。皆様のお越しをぜひ、お待ちしております。  
■日時 12月3日(木)～9日(水) ※閉庁日を除く  
午前11時30分から午後1時まで

■場所 石橋庁舎一階ロビー



### ○障害者差別解消法をご存知ですか？

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成28年4月1日から施行されます。この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としています。

障がいを理由とする差別には「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」があります。「不当な差別的取扱い」とは、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスを提供を拒否・制限・条件を付けたりするような行為をいいます。「合理的配慮をしないこと」とは、障がい者から何らかの助けを求め、意思表示があるにもかかわらず、合理的な配慮を行わないことをいいます。配慮を行わないことで、障がいのある人の権利が侵害される場合も差別にあたります。例えば、次のような場合が考えられます。  
◆聴覚障がいのある人に声だけで話す。  
◆視覚障がいのある人に書類のみ渡して読み上げない。

◆知的障がいのある人にわかりやすく説明しない。

◆精神障がいのある人に休養等に関し、通院や体調に配慮しない。

障害者差別解消法は、社会全体で取り組むこととされています。

### ○難病の方も障がいに関する福祉サービスの対象者です。

障害者総合支援法が平成25年4月に改正され、障がいのある手帳所持者と同様、難病のある人も障がいに関する福祉サービス(介護給付サービス・訓練等給付サービス・補装具・日常生活用具給付など)が受けられます。給付にあたっては、個々に要件がありますのでご相談ください。

また、平成27年1月難病法の制定により、難病の対象疾患が拡大されました。難病の対象となる人は、栃木県が発行した特定医療費受給者証をお持ちの方です。

■問い合わせ先  
社会福祉課  
☎(52)11112

### 高齢者見守りネット ワーク事業の協定書調印式を開催しました

高齢者の安心・安全な地域づくりのため、地域で活動している団体、企業、高齢者と接する機会を有する関係者が連携し、地域全体で見守り活動を取り組んでいます。

この事業においてすでに協定を結んでいる24の協力団体に加え、新たに宇都宮農業協同組合、小山農業協同組合、とちぎコープ生活協同組合、よつ葉生活協同組合にご賛同いただき、平成27年10月22日、協定書調印式を行いました。

今後、事業者のご協力をいただき、さりげない見守り、声かけにより地域の高齢者が孤立しないよう、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう取り組んでまいります。



■問い合わせ先  
高齢福祉課  
☎(52)11115

イベント

お知らせ

募集

相談

就職

就職